

瑞穂監第40号
令和3年2月25日

瑞穂市長
森和之様

瑞穂市議会議長
庄田昭人様

瑞穂市教育長
加納博明様

瑞穂市文化協会会長
奥田尚道様

瑞穂市監査委員 堀 廉

瑞穂市監査委員 杉原克巳

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により
監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

瑞穂市文化協会（以下、「文化協会」という。）の平成31年度の財政援助（補助金）に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、監査を行った。なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和2年度及び平成30年度以前の財政援助についても対象とした。

2 監査の実施場所及び期間

瑞穂市役所

令和2年10月26日（月）から令和3年1月15日（金）まで

3 実施した監査手続

文化協会における上記補助金に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、出納関係帳票その他関係書類の確認及び職員に対する質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

また、生涯学習課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類に基づいて、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 文化協会の概要

文化協会は、巢南公民館（瑞穂市宮田300番地1）に事務所を置いている。

規約によると、「瑞穂市における芸術文化活動を推進し、生涯学習意欲の高揚と市民文化の振興に寄与すること」を目的とし、その目的を達成するために次の事業を行うとしている。

1. 文化芸術活動の啓発、育成に関する事業
2. 地域の文化芸術の向上を図るための事業
3. 市や公益団体の行う文化活動に関わる事業
4. 優秀な文化団体または個人の活動に対し、助成および顕彰する事業
5. その他文化振興に必要と認められた事業

(1) 決算状況

平成31年度における文化協会の収支決算状況は、次のとおりである。

平成31年度 瑞穂市文化協会 会計決算

＜歳入の部＞		単位：円	＜歳出の部＞		単位：円
科 目	金 額		科 目	金 額	
1 会費	1,076,676		1 会議費	63,330	
1 一般会費	638,500		1 事務局会議費	9,330	
2 個人会費	3,500		2 部会会議費	54,000	
3 賛助会費	434,676		3 その他会議費	0	
2 補助金	6,790,000		2 事務局費	2,117,638	
1 市補助金	6,790,000		1 需用費	227,886	
2 他の補助金	0		2 備品費	415,429	
3 事業収入	498,500		3 職員給与	999,000	
1 直轄事業参加費	79,500		4 役務費	296,925	
2 部会事業参加費	0		5 旅費	148,000	
3 研修参加費	419,000		6 慶弔費	0	
4 交流会費	0		7 雑費	30,398	
5 その他参加費	0		3 事業費	3,251,981	
4 寄付金	0		1 美術展	1,156,204	
1 寄付金	0		2 文化フェスタ	135,980	
5 基金繰入金	0		3 協会祭	140,800	
1 基金繰入金	0		4 公募事業	500,000	
6 雑収入	47		5 育成事業	151,193	
1 雑収入	47		6 部会事業	330,754	
7 繰越金	941,118		7 広報事業費	837,050	
1 繰越金	941,118		8 記念事業費	0	
合 計	9,306,341		4 助成・育成費	2,388,742	
			1 助成費	1,414,772	
			2 育成費	206,400	
			3 研修費	767,570	
			4 交流会費	0	
			5 協会基金	800,000	
			1 基金	800,000	
			6 予備費	0	
			1 予備費	0	
			小 計	8,621,691	
			7 繰越金	684,650	
			1 繰越金	684,650	
			合 計	9,306,341	

協会基金 1,300,000円

歳入合計9,306,341円に対し、歳出合計は8,621,691円で、文化協会基金（以下、「基金」という。）に800,000円積み立てられおり、基金残高（令和2年3月31日現在）は1,300,000円となっている。収支の差額684,650円は、令和2年度に繰り越されている。

(2) 補助金額の推移

市から文化協会への補助金は、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の文化協会補助として支出されている。補助対象経費は、文化団体の芸術文化活動の啓発・育成及び地域の芸術文化向上ために実施する事業に要する経費であり、補助金の上限額は、7,000,000円となっている。

補助金額の推移は、以下のとおりである。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度※
文化協会補助金	6,790,000	6,790,000	6,790,000	6,790,000

※令和2年10月末日現在

2 文化協会について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	立替払について	平成 30 年 5 月 5 日にパソコン代 193,212 円を職員個人のクレジットカードで支払い、また、平成 31 年 1 月 18 日にはプリンター代 185,497 円を職員個人の口座より振込で支払い、立替払で処理していた。	文化協会において、支払方法に関する規程等は定めていないとのことではあるが、特に、立替払は個人の私的なお金との区別が不明確になり、不適切な会計処理が生じる可能性があるため、今後は、立替払を含め会計処理規程等を定めて適切に会計処理をしていただきたい。
2	備品管理について	備品費で取得したパソコン等を管理する備品台帳等はなく、廃棄等の記録管理が行われていなかった。	廃棄等の備品記録管理が行われておらず、不適切な備品処理が生じる可能性がある。 今後は、備品台帳等を作成し、適切に記録管理していただきたい。

3 生涯学習課について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	文化協会基金(積立金)について	平成 31 年度に 800,000 円が基金として積立てられており、令和 2 年 3 月末現在の基金残高は 1,300,000 円であった。	担当課によると、「瑞穂市文化協会周年記念行事」を開催するために基金の積立て(積立金)を認めているとのことであるが、平成 26 年度財政援助団体等監査報告書(文化協会)では、「5 年ごとの記念事業を開催するにあたり、基金(積立金)を計上していたが、積立金は、「瑞穂市補助金等の交付に関する指針」(以下、「指針」という。)で補助対象外経費とされたことにより、平成 25 年度に残金すべてを繰り入れて廃止されている。」という報告内容であり、担当課が基金の積立て(積立金)を認めていたことは指針に反している。早急に基金の返還をさせ、指針に沿った運用を行うべきである。

以上